

美唄市受動喫煙防止条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 11 日

美唄市長 高橋 幹夫

美唄市条例第 35 号

美唄市受動喫煙防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、これまで以上に関心と理解を高めていく必要があることから、市民、保護者、事業者、施設管理者及び市の役割等を明らかにするとともに、未成年者及び妊産婦を始め、市民がたばこの煙にさらされることによる健康被害を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙を防止するための措置等を定め、市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 他人のたばこ(たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 3 号に規定する製造たばこ又は同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のものをいう。)の煙を吸わされることをいう。
- (2) 受動喫煙の防止等 不特定又は多数の者が出入りすることができる施設等(車両その他の移動施設を含む。)における受動喫煙を防止すること及びその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。
- (3) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境(居室、事務室これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。)
- (4) 公共的施設 公共的空間を有する施設(車両その他の移動施設を含む。以下同じ。)のうち、次に掲げる施設をいう。

ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの(以下「第1種施設」という。)

イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの(以下「第2種施設」という。)

(5) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。

(6) 施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。

(7) 禁煙 公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域(以下「喫煙禁止区域」という。)とすることをいう。

(8) 分煙 第2種施設における公共的空間を、喫煙できる区域(以下「喫煙可能区域」という。)と喫煙禁止区域とに分割することをいう。

(9) 喫煙所 専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するための環境整備を推進する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するための情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。

3 市は、受動喫煙の防止に関する施策について、市民、事業者及び施設管理者と連携・協力して実施しなければならない。

4 市は、自ら設置又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないよう努めるとともに、事業者、施設管理者又は市が行う受動喫煙の防止等に関する措置及び施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者及び施設管理者の役割)

第6条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する環境整備

に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携及び協力)

第7条 市民、保護者、事業者、施設管理者及び市は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

(受動喫煙防止対策)

第8条 第1種施設の施設管理者は、その管理する施設について、必要に応じて敷地内禁煙又は施設内禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 第2種施設の施設管理者は、その管理する施設について、必要に応じて施設内禁煙又は分煙の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の施設の管理者は、喫煙可能区域を設定した場合には、喫煙可能区域から喫煙禁止区域にたばこの煙が流入することがないように、適切な受動喫煙防止措置を講ずるとともに喫煙禁止区域と喫煙可能区域を明確に表示するよう努めなければならない。

(未成年者への配慮)

第9条 施設管理者及び保護者は、未成年者が喫煙可能区域及び喫煙所に立ち入らないよう努めなければならない。ただし、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、この限りでない。

2 喫煙者は、児童生徒が登下校時に往来する校門を中心とする100メートル以内の路上又は公園において受動喫煙防止に努めなければならない。

(喫煙の中止等の求め)

第10条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域において現に喫煙を行っている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該喫煙禁止区域から退出することを求めるよう努めなければならない。

(適用除外)

第11条 この条例は、飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて営むもの)及び風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する営業)の用に供する公共的空間には、適用しない。

(補則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条第 4 号ア関係)

番号	対象施設の区分
(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所その他これらに類する施設
(2)	病院又は診療所
(3)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両
(4)	高齢者施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設その他のこれらに類する施設
(5)	公共施設

別表第 2(第 2 条第 4 号イ関係)

番号	対象施設の区分
(1)	物品販売業を営む店舗
(2)	銀行その他の金融機関
(3)	郵便事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(4)	(1) から (3) に掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設
(5)	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内で壁等により区画されていない部分

備考 この表に掲げる対象施設には、施設の利用形態又は施設若しくは設備において、不特定若しくは多数の者に受動喫煙が生じるおそれがない施設又は受動喫煙の防止等に関する措置を講ずることが著しく困難である施設は除くものとする。